

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和元年度松阪市環境審議会
2. 開 催 日 時	令和元年 11 月 21 日（木）14 時 00 分～15 時 50 分
3. 開 催 場 所	松阪市本町 2176 番地 松阪市産業振興センター3 階 研修ホール
4. 出席者氏名	(委 員) 富田靖男（会長）、門暉代司（副会長）、大西大輔、杉崎清子、 竹内直子、藤門真二、牧戸継右、山本清已、柴田実、刀根定良、 中川よし子、中北喜彦、村田満彦 欠席 1 名 (事務局) 荒川環境課長、山路環境課政策係長、土谷環境課政策係員、後 藤環境課事務員
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 名
7. 担 当	松阪市環境生活部環境課政策係 TFL 0598-53-4425 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

- (1) 「松阪市の環境－松阪市環境基本計画年次報告書－」平成 30 年度版について
- (2) その他

議事録

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kankyo/kannkyousinngikai.html>

令和元年度 松阪市環境審議会 議事録

日 時 : 令和元年 11 月 21 日 (木) 午後 2 時～午後 3 時 50 分

場 所 : 松阪市産業振興センター3階 研修ホール

出席者 : 17名

委員 13名

富田靖男、門暉代司、大西大輔、杉崎清子、
竹内直子、藤門真二、牧戸継右、山本清巳、
柴田実、刀根定良、中川よし子、中北喜彦、
村田満彦

事務局 4名

荒川環境課長、山路環境課政策係長、土谷環境課政策係員、
後藤環境課事務員

〈議 事〉

あいさつ

- ・環境課長あいさつ
- ・会長あいさつ

1. 「松阪市の環境－松阪市環境基本計画年次報告書－」平成 30 年度版について

会 長：それでは議題 1、「松阪市の環境－第二次松阪市環境基本計画年次報告書－平成 30 年度版」について事務局にご説明をお願いします。

※事務局から説明。

会 長：この内容について、質問などがあればお願いします。事前にも配布されているため、ご覧いただいていると思うが、何か質問はあるか。

委 員：第 1 章 3 ページに載っている公害種別苦情処理件数について教えていただきたい。典型 7 公害以外の苦情が減少傾向になっているとあるが、例えばどのような苦情の例を指しているのか。4 分の 3 ほどが典型 7 公害に入らない苦情処理件数である。

事務局：典型 7 公害以外のその他の公害にどのようなものが含まれるのかということだが、法令によらない生活環境に関する苦情というのが非常に多く、特に多いのは空き

地の草木に関する苦情である。夏場を中心に、隣家の敷地内で放置された草木が伸びているということでなんとかならないのかと相談が寄せられる。あとは野焼きによって発生するのにおいに対する相談も多く、法令の中にはおさまらないような生活環境上の苦情が大半となっている。

副会長：モノクロで色区分がないため、苦情の内容がわかりにくい。

事務局：平成 30 年度の典型 7 公害は悪臭に関する苦情が 17 件、地盤沈下・振動に関する苦情が 0 件、騒音に対する苦情が 9 件、土壌汚染が 0 件、水質汚濁が 5 件、大気汚染が 3 件である。以上が典型 7 公害に対する平成 30 年度の苦情件数の内訳となっている。

会 長：詳細な内容とその他について説明いただいた。よろしいか。

委 員：ありがとうございます。

会 長：他に何かあるか。

委 員：5 ページの生活排水処理の表であるが、平成 26 年度も平成 30 年度もあまり変わっていない。今年は各地で非常に大きな台風などによる被害があり、他人事ではないような時代である。松阪市もどのような状況になるか分からない。排水処理のことにに関して大雨や洪水の際にどのような結果がもたらされるのかももう一度真剣に考えてほしい。

事務局：5 ページの表は右と左でこのグラフが分かれているが、左が人口普及率、右が水洗化率となっている。この人口普及率は、人口全体に占める下水道の処理区域内人口の割合であり、市全体で 57.2%が下水道の区域になっている。右側は実際に下水道に接続している人の割合となる。先ほどの話では、その排水による災害に関することをおっしゃっているということでよろしいか。

委 員：今の場合、雨水も生活排水も一緒に流れる。大きな被害が出たときに床上浸水が起こる。どのような方法で処理できるのか。防災の部門かもしれないが、環境課ではどう考えているのか。環境は事前に対策を行い、防災は災害後の対応をするのかもしれないが、防災も環境もそのような被害の際は同様の取り組みをしないといけない。実際、ボランティアで災害時に何回か行ったが、その経験の中でひどかったのは、和歌山県の新宮の被害である。海に近いため、この 2 階

くらいまでが完全に水没し、その中の床は足の踏み場もないくらい状況であった。その中では、し尿も水も一緒になってしまう。その場合、被害の拡大につながるのではないか。

事務局：5 ページの表は生活排水についてである。災害時には河川の氾濫などが想定されるが、水道部局ではポンプ場などを所有しているため、そこで対応することが考えられる。生活排水と河川の氾濫などは異なる問題である。

会 長：他に質問などはないか。

委 員：4 ページに、市の資源化の推移が書かれているが、これは市のみが回収した資源物の量を書いているのか。

事務局：市が回収した量を記載している。

委 員：今となつてはスーパーや個人の事業者でも回収されている。個人事業者における回収量を実績として捉えるのは非常に難しいかもしれないが、スーパーなどにおける回収量の情報や実績情報を取得するのは比較的容易ではないか。市民は集団資源回収よりも個々で買ったところで回収してもらおうという意識行動も増えてきている。そちらと合わせた量を追っていないと実態とかけ離れた数字になるのではないか。

事務局：先ほどの話だが、委員からは昨年も同様の話をいただいていたと記憶している。民間の回収量などについて全てを網羅的に把握するのは難しいが、昨年の意見を担当課に伝えたところ、今年度は市内の主なスーパーやドラッグストアの店舗で回収しているところへ任意のアンケートのような形で協力を依頼し、回収量や回収後の処理について、確認している。ただし、任意のアンケート調査であるため、統計的な数字まで反映するよりは概要を掴む程度に留まってしまうことをご理解いただきたい。

委 員：承知した。

会 長：現状では、スーパーなどでの回収に届け出はないか。

事務局：担当課ではないが、届け出はないものと認識している。集団回収などでは担当課に届け出をした上で行っているが、民間は特にそのような許可制ではない。

会 長：集団回収は月 2 回程度で、回収に出される量はごく一部である。全体を把握できる情報も必要だと思うため、よろしくお願ひしたい。他にご意見よろしいか。

委 員：その件については、昨年も同様の意見を言ったかもしれないが、市による集団回収は 1kg あたり 3 円の補助金がついている。それが市民にはほとんど伝わっていないと思うので、市民にもう少し上手く伝わるようにしてほしい。

委 員：私も行っているが、スーパーの回収はポイントが付くため利用者が多い。

会 長：他に意見はないか。

委 員：13 ページの 1 人 1 日当たりごみ排出量のところで、基準年度が約 900g を少し切った値である。しかし、平成 29 年と平成 30 年では約 10g 程度増えており、いずれも台風などによる災害によるごみの増加だといわれているが、ここ 10 年の推移を見ていると 1 人あたりの排出量がほぼ底這い状態になってきている。これから取り組む施策が 44 ページから 3 項目に渡って書いてある。分別をする、ごみを作らないということで、パンフレットの作成や生ごみの堆肥化容器の購入補助、3R に関する環境講座の開催をしているが、今までと同様の内容である。これでは、現状を突破する策にはならないと思う。その辺を市も我々市民も必死になって考え出さないといけない。台風によって災害ごみが増えたとするようでは一向に 822g には近づかない。822g に近づけるためには、思い切ったような策を講じないと達成が出来ないと思う。取り組むべき策の非常に大事な項目である。

会 長：貴重な意見だが、事務局の考えはどうか。

事務局：13 ページに記載があるとおり、担当課では災害によるごみの発生が増えていると分析をしている。台風による災害対策本部の設置状況については、平成 28 年度では 9 月に 1 回のみであったが、平成 29 年度は 8 月に 1 回、9 月に 1 回、10 月に 2 回の計 4 回であった。また、平成 30 年度においても 7 月に 1 回、8 月に 1 回、9 月に 2 回の計 4 回となっている。平成 28 年度の 1 回に対し、平成 29 年度と平成 30 年度はいずれも 4 回ということから、ごみの量も増えていると担当課の方は分析をしている。また、決定的な因果関係はないが、現在、人口は減少しているが世帯数は増加傾向にある。ごみを搬出する最小単位が世帯単位であるため、このことについてもごみが減っていかない要因の一つではないかという分析を担当課で行っている。先ほど委員がおっしゃったように、44 ページ以降に取組内容を

記載しているが、清掃政策課では様々な啓発を今後も継続することにより、ごみを減らしていこうと考えている。

会 長：近年の地球環境の状況では、世界的な気候変動が激しくなっているため、これからは台風が減ることはないと思う。台風によるごみは今以上に増えてくることを念頭において新しい対策をお願いしたい。

委 員：先ほどの委員のご指摘はもったもなことで、ごみの量を削減していくためには、リサイクルや堆肥化、再資源化するということを啓蒙しながら、ごみとして処理しなければならない量を減らしていくことしか手がないのではないかと。そう考えると、現在の啓蒙活動の継続で本当にいいのか。大規模災害が起こると言われている中、放っておくと災害によるごみで一気に増えてしまう。普段のごみに関する啓蒙活動をもっと活発にしていかなければ、市のごみに関する政策は頓挫してしまうのではないかと。環境に関するポスターなどがすでにあるが、学校教育ともっと連携してはどうか。例えば松阪市の環境月間に関して学校での表彰を行ったり、家庭も巻き込んだような運動をしたりと、これから展開出来ることを考えていかなければ盛り上がらない。このままではなかなかごみが減らないのではないかと。啓蒙活動に関する施策を考えていく必要がある。

会 長：3Rなどの啓蒙活動がこれから最も必要だという意見だが、事務局の回答はないか。

事務局：ごみ関係の新しい施策として、清掃政策課では雑紙の回収袋の活用を今後の啓発で行っていきとしている。通常、小さなお菓子の箱などは燃えるごみとして捨ててしまいがちだが、そのようなものを、そのまま資源物として出せる紙袋に入れて回収していこうと考えている。それにより、ビニールヒモで縛るという面倒がなくなり、細かいものも比較的容易で気軽に回収し再生紙にすることができるといった新たな啓発として、今後は取り入れていく予定であると聞いている。また、委員から、学校教育との連携をもっと行ってはどうかと提案があったが、清掃部局においても、小学校の環境学習などで市のクリーンセンターやリサイクルセンターの見学の受け入れを行っている。さらに、出前講座で清掃部局が小学校に向いてごみに関する環境学習なども行っているという状況である。

副会長：月に1回、資源ごみの回収があると思うが、田舎の方へ行くと回収場所は確保出来ても、団地や市街地は回収場所の確保が非常に難しい。先日、自治会の回収場所へ行くと雨が降っており、段ボールや新聞紙が濡れていたため、可燃ごみに出

すしかなかったことがある。リサイクルを進めていくにあたって、ごみを回収する場所を整備するために、補助金が必要なのではないか。また、回収場所を確保できるように市の所有地を貸していただくことも考えてもらう必要があると思う。特に自治会長は雨の日に屋根がないことで困っている。紙類は濡れると可燃ごみに出すしかなくなるため、場所だけでなく屋根を作ることに少しでも助成があれば回収率も高まるのではないか。私の近くでは、アパートやマンションに住む外国人が非常に多い。可燃ごみの当番が回ってきたときに掃除に行くと、可燃ごみの日に大量のプラスチックや缶が一緒に出ていた。外国人の方はリサイクルしなければいけないごみがあることを理解していないのではないか。日本語以外のごみ分別のガイドブックがあるが、それが個々の家に行き渡ってない。アパートやマンションは個人情報保護の観点から、自治会長もガイドブックを持って建物の中まで入れない。そのため、外国人の方の家庭に届かず、ごみの分別が徹底されていない。資源ごみも含め、ごみ回収場所に外国語人向けのごみの出し方の掲示をしてもらうと気をつけてもらえると思う。また、外国人向けのガイドブックも必要だが、ごみ置き場に外国人向けの説明版のようなものを設置していただく必要があるのではないか。

委員：外国人でも税金や保険料の支払いはちゃんとしている人が多いので、参考にしながら周知活動を図ってはどうか。また、私もアパートに住んでいるが、市の広報誌や配布物と一緒にチラシがたくさん入ってくるため、読まずにチラシ用のごみ箱に捨てていく人が多い。アパートなどに住む人は各種パンフレットなどが困るくらいたくさん入るので捨てている。そうすると日本人にもきちんと行き届いていない可能性もあり、課題であると思う。

委員：大阪や東京の都会では英語、中国語、韓国語、フランス語など複数の言語で書かれている。

委員：皆さんがおっしゃっている言語別ガイドブックは松阪市にもある。ただ、それを受け取りに来てもらうのではなく、行政が寄り添って一緒に考え、活動していく時期ではないか。寄り添っていけば拒否されることは非常に少ないのではないか。また、啓蒙も大事だが、啓蒙を行う対象のポイントは子どもではない。子どものときは知っていても、年をとると忘れてしまうため、再び勉強していただくために子どもと一緒に若者から高齢者まで参加してもらおう。また、可燃ごみのごみ出し量などは地区の自治会で把握や記録をしているため、前年より減ったらお金をあげるなどの様々な策を行政だけでなく一緒に考え、活動出来たらいいと思う。

委員：例えば、コープ三重の組合の取り組みでエコ川柳というのがある。学校の夏休みや冬休みの宿題で環境に関する川柳を市役所で募集し、広報の一面でも半面でもいいので、家庭や親子で環境のことを考える必要があるのではないか。広報に掲載されると家族で考えるきっかけにもなる。私が参加している取り組みでは 3R ではなく 5R だと皆が理解している。5R は 3R にリペアとリフューズを加えたもので、リペアは壊れたものを捨てないで修理をして使うということである。リフューズは不要なものは断るということである。今後、この 5R が主流になっていくと思う。また、市民の意識も健康志向になっており、オーガニックやエコ商品を購入するなど、エコライフにシフトしてきている。大型の災害が起きたり、気候変動や温暖化があったり、環境に関することは他人事ではない。私の周りで、家庭菜園をしている人がいるが、昨年や今年を見てもう無理かなと思う。日中は外に出れないし、種をまいても芽が出てこない。今年は春からいきなり夏になり、それから梅雨が明けた。高齢者は「もうよう作らんな」と言うが、そのようにして田んぼや畑がなくなり、結果的には食料不足になっていく。外国の子どもが登校する学校で教育を行うことで、それを子ども達が家庭に持ち帰って家族に話をする。子どもが言うことには親はやっぱり弱い。だから、子どもを主役にすることで前進する力になると思うので、そのような施策をお願いします。

委員：小学校で勤めているので言わせていただきたい。これまでも学校の中で環境教育を行っている。例えば、学校環境デーを 6 月に設定し、全小中学校で環境を守るための取り組みを工夫して行っている。それを集約して教育委員会にも継続して報告しているが、「こうやしましょう」、「こうすべきですよ」という環境教育がメインである。それも啓発として大事かもしれないが、子どもたち自身が自分たちの生活をより良くしたい、環境を守るためにはどうしたらいいかということを中心に考えられるような取り組みにしていかなければいけないというように変わってきている。主体者として環境保護について考え、「大人に言われるから」や「先生に言われるから」、「学校で習ったから」というのではなく、自分たち自身がこれから生きていく上でこれは絶対に必要なことだ、という気持ちを一人ひとりに持たせることを大事にしたいと、どの学校でも考えていることだと思う。ささやかな取り組みであるが、今までの学校では雑紙やプラスチック類を箱に入れて分別させていたが、最近は子ども達自身が与えられたことをするのではなく、どうしたらいいだろうかと考えさせるところからはじめ、自分達が考えたことを全校に発信する取り組みをもう一度丁寧にやろうとそれぞれの学校で考えており、本校もそうしている。そうすると、家庭では家族に対して「そういうことはダメだよ」と本当に自分の気持ちで言えるようになる。「先生が言ってたよ」では説得力がないと思う。社会見学ではほとんどの学校がリサイクルセンターとごみ処

理場へ行っており、最近では下水処理センターにも行くようになった。5年生は鈴鹿にあるホンダ技研工業へ見学に行き、車のリサイクルセンターも合わせて見学している。そのような体験や実際に見ることも含め、自分達がより主体的に動けるような取り組みを進めているところである。もう一つ大事にしていることは、どのような成果が出たかということ子ども達と一緒に確かめることである。そういうところも今、小中学校で共通理解をはかっている。子ども達は学校でそういうことをしながら、そして地域でそのような活動をしている人と触れ合うことで、自分達の活動を地域につなげていくことにも視野を広げてやっている。学校教育が大きな成果を広げていくところまではいっていないかもしれないが、そのあたりを各小中学校は考えながら進めている。いろいろご指導やアドバイスももらって内容は工夫していきたいと思っている。私も毎日ごみを捨てに行くが、自分が利用するごみ集積所ではごみの量がすごく減ったと思っていた。しかし、市内のごみが増えているという結果が意外であった。ごみがいっぱいになって溢れてくるのがよくあったが、それが完全になくなっていて、取り組みがすごく進んだと思っていたらがっかりした。反面、リサイクルの資源ごみは激減している。おそらく、スーパーなどで回収してもらう方が多いのではないかと。どちらにしてもきちんとやっている人はできると思うが、意識を持っていない方は一定数いる。その点をどうしていくかというのは、学校でも外国の子ども達にも分かるような説明や取り組みは行っている。

委員：副会長もおっしゃっていたが、外国人に対する啓発を進めていただきたい。根本的な問題点は、ごみ分別のガイドブックも広報誌と一緒にもらって渡しているが、住民税を払っていない人や町内会に入っていない住民に対しては市の広報誌が配布されていないことである。ごみの処分に関する取り組みは、だんだん進んできていると思うが、これからの社会を考えたら環境に関することが主流になる時代になりつつある。町内会などに入っていない方へのごみの出し方を啓発する取り組みを考えてほしい。いろんなものが勝手に出されるということがある。たまたま持ってきて置いていくのかもわからないが。

副会長：委員もおっしゃったが、外国人向けのガイドブックやチラシを作ったとしても、その世帯に届いていない。もちろん、自治会に入っていないということもあるが、自治会長もこのアパートのこの部屋にどの国の人が入っているかわからない。だから何を配ったらいいかわからない。そういう家庭の情報が全くない。せっかく作ってもきちんと外国人の方の世帯に届いてないから、外国人の方が集まれる場所で、周知する広報活動をやってはどうか。例えば、夏ごろにベルファームで多国籍の交流のイベントがある。そこにはいろんな国の方がいるので、そこで松

阪市のごみの出し方や分別の方法を PR する。また、それぞれの国のガイドブックをその場所で渡すということも考えていく必要があると思う。分別の方法をその場で体験してもらうことが早いかなと思っているので、そのようなイベントを活用することも検討いただきたい。

委員：以前、本社に勤めてたときに、外国人が 100 人くらい勤めていて、その人たちを集めて市の方を呼んでごみの話や防災の話をしていただいた。彼ら情報がないのでも困っていることが多い。市の HP でごみの分別のガイドブックは見れるか。

事務局：言語別のガイドブックであるが、現在、市ホームページではフィリピン語、ポルトガル語、英語、中国語の 4 カ国語が掲載されている。ごみの分別のガイドブックは、来年度以降に清掃部局で新しいものを作る予定だと聞いている。ごみが増える要因として、外国人の方の分別も一つであると担当課は考えているようである。外国人の方にガイドブックが行き渡らないことや市の広報誌と合わせて配布すると自治会非加入者には届かないという意見があったことは、事務局から担当課へお伝えする。ベルファームでのイベントは「やたいむら」というイベントだと思うが、そちらについても意見をお伝えする。納税などの外国人対応は、タガログ語やポルトガル語などの何カ国かの通訳の職員がおり、納税相談に来られた場合は相談対応をしている。どこまでの言語に対応しているかは把握していないが、通訳をつけて対応できるようにしていると認識している。

会長：それでは 3 章以降について審議をお願いします。

委員：36 ページのコミュニティバスの年間利用者数であるが、平成 29 年度はどうか。

事務局：平成 29 年度の利用者数は 176,522 人となっている。

委員：高齢者に対する運転免許証の自主返納についても検討を進めているようだが、そうなればコミュニティバスは必要になってくる。三重県のコミュニティバスの年間共通パスポートを発行してもらえれば、観光で来た人にも非常に安く利用していただける。利便性が良くなれば、利用者も増加するのではないか。

事務局：コミュニティバスは地域運行のバスであるため、県内共通のパスポートを作るのは難しいと考える。

委員：コミュニティバスの利用についてであるが、松阪市で交通弱者対策に取り組んで

いるところを探してみると、漕代まちづくり協議会がまかせて！！漕代支援隊というのを作って住民による住民のための助け合いの活動をやっており、今年からは買い物代行サービスもやるようになっている。また、今年の10月からは、虹が丘自治会が乗り合いタクシーを始めて、松阪市はその事業に対して補助金を出している。こういったところを上手く拾って PR していけば、他の地区の活動のヒントにもなるのではないかな。

副会長：各地域のまちづくり協議会が核となって動いていただくといいと思う。

会 長：他に意見はないか。

委 員：第3章の18ページで、豊かな森林環境の保全や健全な水環境の確保というのが挙げられているが、林業の経済振興策で大規模開発が行われているようである。制限なしにそのような開発が行われていくと、水源の確保が危機に陥るといようなことは考えられないか。大規模な開発の申請が出てきたときに、環境や水源、地域の水を守るという観点で、行政の許可権限を明確にしておかないと地域の水がなくなってしまうのではないかな。

会 長：大規模開発とは環境影響評価の対象となる開発のことか。

委 員：詳しくはわからないが、大規模開発が許可されるような機運になっているのではないかな。

副会長：例えば、太陽光発電はかなり大規模なもの和小規模なものがある。飯南・飯高の地域では茶畑の後継者がいないため、太陽光発電にするというケースが非常に増えてきている。また、庄町や御麻生藪町でも太陽光発電が多くなってきている。

委 員：太陽光だけでなく風力発電についても、山肌が見えるようになってきている。

会 長：風力発電については、環境影響評価の義務があるためしっかりしている。一番問題になるのは環境影響評価の範囲に入らない小規模の開発が盲点となってしまう。その積み重ねが大きな問題になるのではないかな。

委 員：産業の振興策からはじまっている大規模開発で森林が失われているが、環境や水を守るというようなことを考えておかないといけな。

委員：河川の堤防のあたりは、40年から50年以上経過し、老朽化している。私も何度か見たことがあるが、亀裂が入って崩れかけている。人命に関わることなので、早急に対応しなければならない。先ほど会長が言われたように沖合で台風がいくつもできる時代になっている。早急に対応を講じないといろんなところで河川が氾濫してしまい、自然や自分の命も守れなくなってしまう。

委員：山の方で太陽光発電をしているのを見かけるが、元々はほとんどが放置されていた茶畑や田んぼであり、特に、農業振興地域に入っていないところが多い。今の状況だと売電の単価が年々値下がっているため、これからは縮小傾向になるだろうとは聞いている。大規模な開発についても、県レベルでの会議の中で審査をしている。数年前までは単価が良かったので山を潰して、太陽光発電を行うということはあったが、松阪あたりではそんなに山を切って事業を進めているというは聞いている。今は採算の関係で何もしなくてもすぐ立てられるところを中心に行われているのではないか。

委員：水を守ることにについて、何をするかという具体的なビジョンがない。何かしなければならぬことはあるのではないか。

委員：山の関係で取り組んでいるのは林業支援センターというところで、価格を高く買ってもらおうように努力しようと取り組んでいる。補助金頼みとなってしまうが、良いものを使ってもらい山の整備をして、水を守るという形が理想ではないか。

事務局：山や水の環境を守るための施策と計画が一致していないのではないかということであるが、平成29年に三重大学の教授らと策定委員会を設けて、こういったものをまとめている。先ほど委員がおっしゃった部分については、松阪市の環境の6ページに載っている「人も生き物もおいしく感じる水を守っていくまち」というところに該当している松阪産の木を使用した住宅支援金交付件数や、18ページに記載している「豊かな森林環境の保全」の中にある林道作業路の舗装などの施策が今のところは関連するものとしてご理解いただきたい。

委員：森林組合では伐採したあと植樹されるが、例えば子どもたちと植樹に参加するなどの取り組みはしているのか。

委員：林業体験については、毎年実施している。今年はなかったが、去年は飯南町でイオン財団による植樹祭に子どもたちも来ていただいて体験してもらっている。

委員：私も一度、大台でイオン財団の植樹祭に行ったが、家族と一緒に学ぶことのできる良い機会なので増やしていただきたいと思う。

会長：他に質問はないか。ないようであれば、議題1はこれで終了するがよろしいか。

委員：目標に対する評価は、ほとんど達成に近い数字になっている。目標の立て方に間違いはなかったか。ほとんどが達成となっており、本当に良かったと思っているが、これから目標を立てるときには、この数値でいいのかという検証も含めて目標設定を行わないといけないのではないか。

委員：15ページの低炭素建築物について、御城番屋敷などは木造であるが、木造建築物であっても低炭素建築物となると建物の外観や景観が変わってくる。古い建築物が並んでいる御城番屋敷や本殿町では、デザインなどは考えたほうが良いと思う。

事務局：松阪城跡周辺は松阪市の景観計画の中で景観重点地区という位置づけであり、一定の規制は存在している。

副会長：景観重点地区であっても、指導のみとなるため、規制する実行力がない。

会長：議題1はこれで終了する。身近な意見も含めてたくさんのご意見をいただいたことから、事務局でまとめていただき、意見書の作成をお願いします。続いて、議題2のその他についてお願いします。

2. その他

事務局：冒頭の課長の挨拶でも申し上げたが、委員の皆様の任期が12月7日で終了となる。これまでの慣例では、翌12月8日から新たな体制で2年間の任期を設定していたが、今回、他の部署における例に習い、次回の任期は令和2年4月1日からの2年間とさせていただきたいと考えている。このことから、今年度末である令和2年3月31日まで任期の延長をお願いさせていただきたいと考えている。行政側の都合であり恐縮ではあるが、次回の任期開始となる4月1日までの間に任期の空白を生じさせないためのものである。任期が伸びることによって、委員の皆様が新たな負担をおかけするものではないので、ご協力をお願いしたい。

会長：3月いっぱいまで任期を延長という形でご了承願いたい。

委員：異議なし。

事務局：ありがとうございます。最後に、環境課長からご挨拶申し上げます。

あいさつ

- ・環境課長あいさつ

事務局：以上をもって、本日の環境審議会を終了とする。ありがとうございました。